

学校図書館 の 基礎と実際

後藤 敏行

樹村房

序文

近年、問題解決的な学習や調べ学習に代表される、児童生徒が主体的に課題を発見し、判断し、解決する学習形態が重視されている。また、教養や言語力を育むためにも、読書活動の充実は多くの学校で重点課題になっている。

それらを実施するために、学校図書館は（理論的には）欠くことができない。学校図書館の職務を担うのが司書教諭や学校司書である。本書は、司書教諭講習科目「学校経営と学校図書館」や、『これからの学校図書館の整備充実について（報告）』（2016（平成28）年）が示した学校司書のモデルカリキュラムの科目「学校図書館概論」の教科書になることを意図している。

本書はまた、現職の司書教諭や学校司書、係り教諭、あるいは学校関係者や他館種の図書館員が学校図書館についてあらためて学ぶのにも役立つだろう。参考文献を充実させたこともあり、学校図書館に関するテーマでレポートや卒業論文などを書きたい学生の手引きにもなる。

学校図書館は（理論的には）欠くことができない、と述べた。よく、政策立案者や学校管理職は、総論としては学校図書館の振興に賛同するが、実際は後回しになりなかなか発展しないと言われてきた。たしかに、司書教諭や学校司書の配置、学校図書館メディアの配備などの状況は、現状でも十分とは言えない。しかし近年、本書で解説するさまざまな法整備や政府の施策などが実施され、経時的には少しずつ、状況がよくなっている。学校図書館への関心も高まっている。

今こそ、優秀な司書教諭や学校司書を養成し、学校の教育課程の展開への寄与、児童生徒の健全な教養の育成、さらには児童生徒の情報リテラシー涵養や生涯学習の基礎づくりのために、学校図書館を一層活用したい。本書がその一助となれば幸いである。

第1章では、そもそも図書館とは何か、どのような種類があるかを説明する。

第2章は、学校図書館の理念と教育的意義について述べる。学校図書館の理念に関する国内外の文書を見たのち、情報リテラシーの育成や生涯学習への寄与などの教育的意義を指摘する。

第3章は、学校図書館に関する法律、教育行政を解説する。これらが学校図書館への追い風になっていること、国の政策が学校図書館を重視していることはたしかなので、理解を深めたい。

第4章以降は、経営サイクル、経営資源という観点から学校図書館を見る。第4章は総論であり、学校図書館の年間計画、組織、評価について解説する。この章を補足し、実務の現状に迫るため、現職の司書教諭への取材を実施した。その内容をインタビュー記事にして収録してもいる。

第5章は人の問題である。司書教諭と学校司書の職務（役割分担や協働）について検討し、さらに、ボランティアや研修のあり方についても述べる。

近年、学校司書の職務が従来よりも拡大され、教育指導的職務にまで及ぶと考えられるようになってきた。現場の実情に迫るため、現職の学校司書への取材を行った。その現場の声を第5章は掲載してもいる。

学校図書館の資料にはさまざまなものがありえ、それらを総称して学校図書館メディアと呼ぶ。それらについて論じるのが第6章である。

第6章では、「全国学校図書館協議会図書選定基準」に対して批判的な見方を提示してもいる。言うまでもなく、全国学校図書館協議会は学校図書館の伸長に非常に大きな役割を果たしているが、だからこそ、同協議会の活動に対して客観的でありたいと考えた。

また、学校図書館における著作物の複製などについてのコラム記事を第6章に設けている。

第7章は、学校図書館の望ましい施設、設備を解説する。予算や校舎自体の制約などはあるだろうが、本章で述べるポイントをできるだけ取り入れたい。

第8章は、メディアや情報などを利用者へ直接提供する、学校図書館のパブリックサービス（利用者サービス、直接サービス）について述べる。学校図書館が展開しうる多様なサービス・活動について学んでほしい。

第9章は図書館協力、学校図書館への支援について見ていく。ひとつの学校

図書館には限界があるため、他館との図書館協力や支援が重要になる。

本書の執筆にあたり、充実した人員や蔵書、設備で知られる玉川学園マルチメディアリソースセンターの伊藤史織様、『読みたい心に火をつけろ!』（岩波ジュニア新書）などで著名な春日部女子高等学校の木下通子様には、ご多用の折、取材をお引き受けくださいました。

にかほ市教育委員会様、横手市教育委員会様には、小学校図書館の年間計画に関する資料の掲載をお認めくださいました。全国学校図書館協議会様、文部科学省児童生徒課様からは、筆者からの照会に対し、丁寧なご回答をいただきました。

本書の企画から出版まで、樹村房の大塚栄一様、石村早紀様には、的確なアドバイス、激励、お心遣いをいただき、多大なお世話になりました。

皆様に心から感謝申し上げます。

2018年1月

後藤敏行

目次

序文 iii

第1章 図書館とは	1
1. 図書館とは	1
2. 図書館の種類	2
(1) 公共図書館	2
(2) 大学図書館	4
(3) 国立図書館	5
(4) 専門図書館	6
(5) 学校図書館	7
第2章 学校図書館の理念と教育的意義	10
1. 学校図書館の理念	10
(1) 米国の学校図書館基準	10
(2) IFLA/ユネスコの学校図書館宣言	14
(3) 全国学校図書館協議会の学校図書館憲章	15
2. 学校図書館の教育的意義	17
(1) 情報リテラシー育成	17
(2) 生涯学習への寄与	19
第3章 学校図書館に関する法律, 教育行政	21
1. 学校図書館法	21
▶ 学習情報センター, 読書センターとしての学校図書館	28
2. 子どもの読書活動の推進に関する法律	29
▶ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	32

3. 文字・活字文化振興法	33
4. 学校図書館図書整備等5か年計画	36
5. 学習指導要領	38
第4章 学校図書館の経営：総論	43
1. 学校経営と学校図書館	43
2. 学校図書館の経営	44
(1) 学校図書館の年間計画	45
(2) 学校図書館の組織	47
(3) 学校図書館の評価	48
3. 【インタビュー記事】学校図書館の現場(1)：図書館の経営，運営	49
第5章 学校図書館スタッフの現状と役割，研修	64
1. 司書教諭と学校司書	65
(1) そもそもなぜ2職種を配置するのか？	65
(2) 司書教諭と学校司書の職務：従来どう考えられてきたか？	66
(3) 司書教諭と学校司書の職務：近年はどう考えられているか？	69
(4) 司書教諭と学校司書の現状：データから	72
2. ボランティア	76
3. 自己研鑽，研修	77
4. 【インタビュー記事】学校図書館の現場(2)：学校司書と教育	78
第6章 学校図書館メディアの選択と管理	90
1. 学校図書館メディア	91
(1) 印刷メディア	91
▶コラム：学校図書館における著作物の複製など	98
(2) 視聴覚メディア	101
(3) 電子メディア	101
2. 学校図書館メディアの選択	103

(1) メディア選択の基準	104
(2) メディアの数量基準	105
3. 学校図書館メディアの管理：特に除籍，更新について	106
第7章 学校図書館の施設，設備	109
1. 「学校施設整備指針」，「学校図書館施設基準」	109
2. 施設，設備のその他の望ましい条件	112
3. 学校図書館の情報化	115
第8章 学校図書館のサービス・活動	117
1. メディア提供サービス	118
2. 情報サービス	120
3. 読書指導，読書相談サービス	121
4. 行事・集会活動など	123
5. その他のサービス・活動	124
(1) 広報活動	124
(2) 児童生徒の図書委員会の指導	126
(3) 特別な支援が必要な児童生徒へのサービス	127
第9章 図書館協力，学校図書館への支援	129
1. 学校図書館と公共図書館の協力	129
2. 学校図書館支援センター	130
3. 国際子ども図書館による学校図書館への支援	131
さらに学習するための文献紹介	134
参考文献	139
索引	153

第 1 章

図書館とは

学校の外にも各種の図書館があり、学校図書館と協力したり、学校図書館を支援したりしている（本書第9章）。また、各種の図書館と比較することで、学校図書館をより深く理解できる場合があるだろう。こうした点を考慮して、本書ではまず、図書館とは何か、どのような種類があるか、といった点から整理する。読者がもし、司書教諭や学校司書だけでなく、司書資格も取ろうとしていて、そのための科目「図書館概論」を履修していれば、以下はスキップして次章の「学校図書館の理念と教育的意義」に進んでもらっても構わない。

1. 図書館とは

図書館とは、図書を中心に、記録された知識や情報を収集、整理、保存し、利用に供することを目的とする機関である。図書館は、資料の保存、蓄積によって世代間の文化の継承、発展に寄与しており、かつ、ある時代の社会において、知識や情報の伝播^{でんぱ}を円滑にする役割も果たしている。

記録された知識や情報を収集、整理、保存し、利用に供することを目的とする機関には、考え方によっては、文書館や博物館、その他いくつかの公的機関も該当するだろう。あるいは民間企業も含まれる。例えば、サーチエンジンで有名な Google 社は、「世界中の情報を整理し、世界中の人々がアクセスできて使えるようにする¹」ことをみずからの使命だとしている。

一方図書館は、上に述べたように、図書を中心に一連の活動を行う。図書のほかにも、雑誌や新聞、パンフレット、視聴覚資料など、資料²の種類は多様

1 : Google. "Google の歴史: ガレージから Googleplex へ". <https://www.google.com/intl/ja/about/our-story/>, (参照 2017-09-07).

である。

2. 図書館の種類

今日、図書館は、公共図書館、大学図書館、学校図書館、国立図書館、専門図書館の5つの館種に分類されるのが通例である。学校図書館以外の4種を整理したのち、学校図書館について見てみよう。もちろん学校図書館については本節以外でも、本書全体を通じて解説をすることになる。

(1) 公共図書館

地域の住民にサービスをする図書館である。日本では、図書館法（1950（昭和25）年制定）が「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と図書館を規定している（2条1項）。同法では単に「図書館」という表現が使われているが、同法の目的や内容から、同法でいう図書館とは公共図書館のことであると解釈されている。地方公共団体が設置するものを公立図書館といい、日本赤十字社、一般社団法人、または一般財団法人が設置するものを私立図書館という（同2項）。公共図書館に置かれる専門的職員を司書や司書補と呼ぶ（4条1項）。

2012（平成24）年の文部科学省告示³「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、市町村立図書館は、利用者や住民に対する直接的なサービスの実施に努めること、都道府県立図書館は、それに加えて、市町村立図書館に対する援助や都道府県内の図書館間の連絡調整に努めること、私立図書館は広く公益に資するよう運営を行うことが望ましいことなどが図書館運営の基本であると

2：図書館資料という言葉は昔からあり、現在も日常使われている。近年、図書館情報資源という表現も普及しつつある。また、学校図書館に関する文献では、学校図書館の資料を学校図書館メディアと呼ぶ場合も多い（本書第6章）。

3：告示とは、公の機関が、必要な事項を公示する行為またはその行為の形式。公示については本書第3章脚注30参照。

高橋和之ら編『法律学小辞典』第5版、有斐閣、2016年、p. 429。

している⁴。

図書館法制定当時、財政上の余裕がないこともあり、地方の自主性によって実情に即して図書館を設置することにした。つまり図書館の設置は義務ではない。日本図書館協会⁵による年刊の統計書『日本の図書館』によれば、2016年4月時点で、公共図書館の数は日本全国で3,280館（うち、公立図書館は3,261館）にのぼる⁶。一方、図書館を設置している地方公共団体の率で見ると、都道府県が100%、市区が98.9%であるのに対し、町村は55.8%にとどまっている⁷。地域格差の解消という観点からは、課題はなお残っている。

私立図書館については、『日本の図書館』には19館が掲載されている⁸。しかし、「私立図書館の全体数の把握が不完全であり、私立図書館に対する悉皆的^{しっかい}な調査はない」（ルビ筆者）との指摘がある⁹。

「日本の図書館」からは、日本の公共図書館に関する以下の状況も見て取れる¹⁰。

- 年間の個人貸出の総数は7億351万7千点にのぼる。人口ひとりあたり年間約5.5点の資料を公共図書館から借りている計算になる。
- 専任職員数は10,443人。非常勤職員、臨時職員、委託・派遣職員は合計で28,460人（年間実働時間の計が1,500時間で1人として換算）。1980年代から

4：文部科学省。“図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）”。http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm，（参照2017-09-07）。

5：日本の図書館を代表する総合的な全国組織。2014年1月に公益社団法人として認定された。

6：日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館：統計と名簿』日本図書館協会，2017年，p. 24。

7：日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館：統計と名簿』日本図書館協会，2017年，p. 20。

8：日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館：統計と名簿』日本図書館協会，2017年，p. 214。

9：塩見昇，山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会，2009年，p. 204。

10：日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館：統計と名簿』日本図書館協会，2017年，p. 24, 28, 29。

の専任職員数の経年変化を見ると、図書館数や個人貸出総数とは異なり、1990年代後半の1万5千人台をピークに漸減している。年間受入図書冊数や資料費も近年減少傾向にある。

(2) 大学図書館

大学に設置され、教育・学習と研究を支援する図書館である。日本では、4年制大学の図書館だけを指す場合も、4年制大学、短期大学、高等専門学校、および大学院大学に設置される図書館を総称して大学図書館と呼ぶ場合も、両方ある。

大学図書館のための法律はなく、大学設置基準（1956年制定）、短期大学設置基準（1975年制定）、高等専門学校設置基準（1961年制定）という各省令が設置を義務づけ、基準の大枠を示している。

多くの大学図書館は全国規模のネットワークでつながっており、大学共同利用機関法人である国立情報学研究所（National Institute of Informatics：NII）が、ネットワークの構築に中心的な役割を果たしている。

公共図書館の場合と異なり、大学図書館の設置を上記のとおり省令が義務づけているので、基本的にすべての大学に図書館が設けられる。文部科学省が毎年実施している「学術情報基盤実態調査」の平成28年度版によると、全国の国公私立大学図書館の専任職員数は4,999人、臨時職員は5,715人、業務委託等職員は4,277人である（ただし、短期大学と高等専門学校の図書館は調査に含まれていない）¹¹。過去10年間の経年変化は、図書館職員数、専任職員数ともに減少傾向にある。図書館運営費や図書受入冊数、雑誌受入種類数も減少しており、厳しい財政状況がうかがえる。ただし電子ジャーナル（オンラインおよび電子媒体によって配布された学術雑誌）については、利用可能種類数、経費ともに増加している。

館外貸出サービスは学生の利用が81.9%を占めており、学生ひとりあたり年間約8.4冊の資料を大学図書館から借りていることも同調査から読み取れる。

11：文部科学省．「学術情報基盤実態調査（旧大学図書館実態調査）」．http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/1266792.htm，（参照2017-09-07）．

(3) 国立図書館

国家が設置運営する、国の中央図書館である。自国資料の網羅的収集と保存、それらの書誌情報（タイトル、著者、版次、出版者¹²、出版年、サイズなどの、資料に関するさまざまな情報）の提供、図書館間の協力や国際交流の推進といった役割を担う¹³。

日本では、国立国会図書館法（1948年制定）に基づき同年設置された、国立国会図書館（National Diet Library：NDL）が国立図書館として機能している。名前のおとり同館は、「国会議員の職務の遂行に資する」（同法2条）、国会の活動を補佐する図書館でもある。同時に閲覧、レファレンス、複写といった国民への直接サービスや、全国各地の図書館への現物の貸出、複写物の提供なども行っている。

国立国会図書館は「中央の図書館並びに〔中略〕支部図書館で構成」される（同法3条）。調査及び立法考査局や関西館、国際子ども図書館など、特に有名な部局や支部図書館がある。

国立国会図書館法10章（国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入）および11章（その他の者による出版物の納入）に基づき、国立国会図書館は、法律によって国内の全出版物を収集しようとする、法定納本図書館の役割を果たしている。地方公共団体、独立行政法人、民間の出版社などが出版物を発行した場合、同法が規定する納入期限内に指定の部数を同館に納入しなければならない。

国立国会図書館法は、納本制度を定める一方、館長は、「一年を超えない期間ごとに、前期間中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供する」ものとしている（7条）。これに基づいて刊行されるのが『日本全国書誌』で、現在はNDL-Bibや国立国会図書

12：個人も団体も両方意味に含むため、このような文脈では出版社でなく出版者と表記するのが図書館の世界の通例である。

13：国立図書館をこのように定義した場合、国立大学や国立の研究所の図書館は、「国立」ではあるが、大学図書館や専門図書館に分類される。

館サーチなどを通じて提供されている。それらは国内の図書や論文などをほぼ網羅的に検索できるデータベースとなっている。

国立国会図書館の職員の定員は、館長、副館長を含めて888人（2016年4月時点。行政・司法部門の支部図書館の職員は除く）¹⁴、蔵書数は、本書を執筆している時点で最新の統計によると、図書1,000万点以上、雑誌・新聞なども合わせると総計4,100万点を超える¹⁵。国内最大の図書館である。

支部図書館である国際子ども図書館が、全国の学校図書館に対して資料・情報の提供や人材育成の支援を行っている（本書第9章3）。

（4）専門図書館

音楽図書館、法律図書館など、特定の主題領域の資料を扱う図書館や、雑誌図書館（例えば大宅壮一文庫）、フィルムライブラリー（例えば東京国立近代美術館フィルムセンター）など、特定の形態の資料を扱う図書館である。企業などが業務遂行のために設置し、その構成員の利用を第一に考える場合が多いが、一般公開している例もある。

専門図書館には、企業が設置するもののほか、省庁、各種専門団体、外国政府機関の図書館、地方議会図書室なども含まれる。地方議会図書室は、地方自治法（1947年制定）で設置が義務づけられており（100条19項）、政府の官報や都道府県の公報などを所蔵している。一般住民に利用させることができると規定されている（同20項）。一般社団法人または一般財団法人が専門図書館を設置した場合、図書館法2条で定める私立図書館（前述の（1）公共図書館を参照）にも該当する場合がある。

受刑者のための刑務所図書館や、入院患者や医療従事者のための病院図書館なども存在し、それらは「その他の図書館」と呼ばれることも、専門図書館に含められることも、両方ある。

14：国立国会図書館．“組織・職員・予算”．<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/outline/organization.html>，（参照2017-09-07）．

15：国立国会図書館．“統計”．<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/outline/numerically.html>，（参照2017-09-07）．

専門図書館全体を統括する法令は日本にはない。わが国の専門図書館の全国組織に専門図書館協議会がある。同協議会が『専門情報機関総覧』を3年に1回刊行している。タイトルのおり専門情報機関を収録するものであり、図書館以外のものも含まれているが、2015年版の収録機関数は1,659にのぼっている。

(5) 学校図書館

学校図書館とは、児童生徒の学習や読書、教員の教育活動を進めるために、小中高校等に設けられる図書館である。日本では、学校図書館法（1953（昭和28）年制定。詳細は本書第3章1）が小学校、中学校、高等学校（義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の小学部、中学部、高等部を含む）への設置を義務づけている（3条）。すなわち、大学図書館と同様、基本的に、すべての小中高校に図書館が設けられる¹⁶。

文部科学省が隔年で実施している「学校図書館の現状に関する調査」の平成28年度版によれば、全国の小中高校等37,979校のうち26,022校で司書教諭を発令¹⁷しており、かつ、21,370校で学校司書を配置している（本書第5章）。公立の小中高校の1校当たり蔵書冊数の平均はそれぞれ8,920冊、10,784冊、23,794冊である（本書第6章）¹⁸。

『日本の図書館』によれば、公共図書館は前述のとおり日本全国に3,280館存在する。都市部に比べて町村は図書館の設置率が低いという問題もあるが、平

16：ただし、特別支援学校において学校図書館が未設置の場合が少なからずある実態を明らかにした報告が複数ある。下記の2014年の文献では設置率が87.6%（すなわち未設置率が12.4%）、2008年の文献では設置率が89.1%（すなわち未設置率が10.9%）であった。「学校図書館の未設置は、法令違反の状態であり、全校種で100%になるよう、早急な対応が必要である」と調査者は指摘している（下記2014年の文献）。

野口武悟「特別支援学校における学校図書館の現状（1）：施設と経営体制を中心に」『学校図書館』2014年，no. 765, p. 45-49.

野口武悟「特別支援学校における学校図書館のいま（1）：施設・設備と運営体制の現状と課題を中心に」『学校図書館』2008年，no. 697, p. 73-76.

17：本書には、以下、「司書教諭の発令」のような表現が頻出する。それらにおいて、発令とは、辞令（役職を任命する書類）を出すことである。

18：文部科学省．“平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果について”．http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1378073.htm，（参照 2017-09-07）．



ある学校図書館の全景（1）



ある学校図書館の全景（2）

均で考えれば、人口約39,000人に1館の割合である。全3,280館の蔵書冊数は4億3千万冊を超える。人口1人当たり3.4冊ほどの蔵書である¹⁹。

一方、わが国の小中高校等には1,356万3,392人の児童生徒が在籍しており²⁰、前述のとおり、基本的に、すべての小中高校等37,979校に図書館が設けられる。そのため、児童生徒約350人に1館の割合で学校図書館が存在する計算になる。公立学校の蔵書冊数は児童生徒1人当たり約30冊であり、公共図書館の蔵書を人口1人当たりで見た場合よりも多い²¹。

読書量も児童生徒は大人より多い。毎日新聞社の「第70回読書世論調査」(2016年)によると、大人が1か月に読む単行本、文庫、新書の平均冊数は、年代によって異なるが、1.0~1.4冊である。一方、「学校読書調査」の2016年実施分によると、小中高校生の1か月間の平均読書冊数(5月1か月間に読んだ書籍。教科書、漫画、雑誌などを除く)は、小学生(4~6年生)11.4冊、中学生4.2冊、高校生1.4冊である(本書第8章3も参照)²²。

公共図書館は、市民にとって身近な施設である(控えめに言っても、身近な施設たりうる)。「図書」や「読書」の意味や意義が児童生徒と大人で異なるかもしれない。一もっと言えば、本章第1節の定義を覆すようで恐縮だが、「図書館」の意味や意義も児童生徒と大人で異なるかもしれない。両者は単純に比較できない面も大きいだろうが、上の数字を見ると、公共図書館が市民にとって身近である以上に、学校図書館は児童生徒にとって身近なものである(控えめに言っても、身近なものたりうる)ように思われる。

19: 日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館:統計と名簿』日本図書館協会, 2017年, p. 24.

20: 文部科学省.“学校基本調査—平成28年度結果の概要—”. http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1375036.htm, (参照 2017-09-07).
上記調査と「学校図書館の現状に関する調査」とで学校数が少し異なる。調査に回答した学校数が異なるためであろう。そのため、本文の計算は概数である。

21: 本章脚注18の平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」と脚注20の学校基本調査から算出した。

22: 毎日新聞社編『読書世論調査』毎日新聞社, 2017年, p. 23, 76.

[著者紹介]

後藤敏行（ごとう・としゆき）

1977年宮城県仙台市生まれ

東北大学文学部 卒業

東北大学大学院文学研究科 博士課程前期 修了

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科 博士後期課程 修了

博士（図書館情報学）

東北大学附属図書館（文部科学事務官，図書系職員），青森中央短期大学（専任講師）を経て，日本女子大学家政学部家政経済学科 准教授（2017年現在）

【主著】

『図書館の法令と政策』（樹村房，2015年初版，2016年増補版）

『図書館員をめざす人へ』（勉誠出版，2016年）

その他，単著，共著，論文多数

学校図書館の基礎と実際

2018年2月20日 初版第1刷発行

著者 © 後藤敏行

〈検印省略〉

発行者 大塚栄一

発行所 株式会社 樹村房
JUSONBO

〒112-0002 東京都文京区小石川5丁目11番7号

電話 (03) 3868-7321

FAX (03) 6801-5202

振替 00190-3-93169

<http://www.jusonbo.co.jp/>

印刷 亜細亜印刷株式会社

製本 有限会社愛千製本所

ISBN978-4-88367-291-2 乱丁・落丁本はお取り替えいたします。